

仕様書

1 件名

万博に向けた機運醸成の取組み用 ポスター作品スキャニング業務委託

2 業務内容

令和6年度に実施した鶴見区SDGsポスターコンクールの提出作品をスキャンし、デジタルデータ化するもの。

3 履行（納品）期限

- ・作品返却期限：令和7年2月28日（金曜日）
- ・スキャンデータ納品期限：令和7年3月14日（金曜日）

4 履行（納品）場所

大阪市鶴見区役所（大阪市鶴見区横堤5-4-19）

5 作業計画

受注者は、契約締結後、業務の実施内容について発注者と調整し、承認を得ること。

6 業務内容

内 容	ポスター作品スキャニング
数 量	300 枚
サイズ・寸法	四つ切り画用紙（54cm×38cm）、縦横混合
スキャン方法	・紙送り：手置き ・色：片面カラースキャン ・解像度：400dpi 相当 ・スキャンの向き：ポスター作品の向きのとおり なお、縦横の判別が困難な場合、横向きスキャンとしてよい
出力ファイル形式	PDF 形式および png 形式の両方を作成すること。
ファイル名設定	契約締結後に発注者から提示する命名規則のとおりファイル名を設定すること。
作品回収 および返却	受注者の責任において実施すること。
納品形態	DVD-R なお、出力ファイル形式ごとにフォルダを分けること。
納品等方法	鶴見区役所への納品および作品回収・返却にあたっては、庁舎西側スペースの使用を認める。ただし、庁舎東側及び北側の有料駐車場を利用する場合は、利用料金は

	受注者が負担すること。※駐車場は地上にあり、高さ制限はなし。
--	--------------------------------

7 経費および損害にかかる負担区分

- (1) 本業務委託に使用する一切の消耗品や機材、運搬費用等は、受注者の負担とする。
- (2) 受注者の故意または過失により、施設、その他物件への損害または第三者に損害を与えた場合は、受注者は賠償の責を負わなければならない。また、損害賠償金などについて、当事者間で紛争が生じた場合は、受注者が責任をもって解決を図るものとする。

8 特記事項

- (1) 受注者は、令和4・5・6年度大阪市入札参加資格者名簿に、承認種目「12-02-03：複写機（複写サービスを含む）」で登録していること。
- (2) 見積書の提出にあたっては、本仕様書を十分検討し、疑義ある場合は質問期間内に指定の方法によりよく質し、その内容を熟知の上見積書を提出するものとする。質問受付期間経過後の疑義については受付しない。契約後の仕様書の疑義は、発注者の解釈によるものとする。
- (3) この仕様書に規定する事項は、受注者がその責任において履行するものとする。
- (4) 本業務委託について、契約書に定められた事項以外は、この仕様書に基づき業務を履行するものとする。
- (5) 契約後、本仕様書に疑義が生じた場合、または、本仕様書に定めのない事項が生じた場合は、発注者と受注者の協議によるものとする。

9 担当

鶴見区役所 総務課政策推進（担当者：今井・田中）

住所 大阪市鶴見区横堤5丁目4番19号

（電話番号 06-6915-9683）

公益通報等にかかる特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 受注者および受注者の職員は、当該業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）へ報告しなければならない。

2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）へ報告しなければならない。

3 発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに大阪市鶴見区役所総務課（連絡先：06-6915-9625）に報告しなければならない。

（調査の協力）

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

（発注者：大阪市 受注者：委託先事業者）

再委託に関する特記事項

- 1 本委託業務における「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。
 - (1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等
- 2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。
- 3 受注者は、第1項及び第2項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。
- 4 受注者は、第3項の規定により再委託した業務の一部を再委託先事業者又は再委託先事業者からさらに委託を受ける者等（以下「再委託先等」という）から発注者及び再委託先等以外の第三者に委託（以下「再々委託等」という）するにあたっては、業務の履行体制について書面により発注者の確認を受けなければならない。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の3分の1以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。
- 6 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第12条第3項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を特記事項第3項及び第4項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

個人情報に関する特記仕様書

（条例の遵守）

第1条 大阪市鶴見区役所（以下「発注者」という。）と本契約を締結したもの（以下「受注者」という。）は、本契約の履行に際しては、市民の個人情報保護の重要性に鑑み、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号）（以下「条例」という。）の趣旨を踏まえ、各条項の規定を遵守し、また、受注者の従事者にも各条項の規定を遵守させなければならない。

（再委託等の禁止）

第2条 受注者は、本契約に関する業務（以下「当該業務」という。）を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（秘密の保持等）

第3条 受注者は、当該業務の履行上知り得た秘密を保持しなければならない。

2 受注者は、条例第2条に規定する個人情報（以下「個人情報」という。）の漏えい、滅失、き損、改ざん等を防止しなければならない。

（目的外利用の禁止）

第4条 受注者は、個人情報を当該業務の履行の目的以外に利用してはならない。

（第三者への提供の禁止）

第5条 受注者は、個人情報を第三者へ提供してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（複写及び複製の禁止）

第6条 受注者は、個人情報を複写及び複製してはならない。ただし、発注者の承諾を得たときは、この限りではない。

（報告義務）

第7条 受注者は、個人情報に関する業務の履行において事故が発生した場合、発注者に延滞なく報告しなければならない。

（立入検査）

第8条 受注者は、発注者が個人情報の管理状況を確認する等立入検査が必要であると認めたときは、当該検査を受けなければならない。

（提供資料の返還義務）

第9条 受注者は、当該業務の履行のため発注者から提供を受けた資料は、発注者に返還しなければならない。ただし、発注者が受注者の返還義務がないと認めた場合はこの限りではない。

（発注者の解除権）

第10条 発注者は、受注者が本特記仕様書に記載された事項に違反した場合は、契約を解除することができる。

（損害賠償）

第11条 発注者は、受注者が本特記仕様書に記載された事項に違反し、損害があるときは、その損害の賠償を受注者に請求することができる。

（是正勧告）

第12条 発注者は、受注者が条例第15条第1項の規定に違反した場合は是正勧告を行い、勧告に従わない場合はその事実を公表することができる。